

平成 22 年度第 1 回第 12 期横浜市文化財保護審議会次第

日時 平成 22 年 6 月 29 日(火)
午後 1 時 30 分から
場所 横浜市開港記念会館
2 階 6 号会議室

開 会

- 1 教育長あいさつ
- 2 委員自己紹介
- 3 文化財係職員紹介
- 4 議事
 - (1) 会長及び副会長の互選について
 - (2) 部会の設置（案）について
 - (3) 平成 22 年度指定・地域文化財の指定・登録日程（案）について
- 5 報告事項
 - (1) 平成 21 年度の国・県指定文化財等について
 - (2) 平成 22 年度文化財関連事業について
 - (3) 横浜市の近代遺跡及び近代建造物の保護に関する要綱について
- 6 その他

閉 会

<添付資料>

- | | |
|-----------------------------------|------|
| (1) 第 12 期横浜市文化財保護審議会委員名簿 | 1 頁 |
| (2) 審議会の設置について（文化財保護条例、条例施行規則抜すい） | 2 頁 |
| (3) 部会の設置（案）について | 3 頁 |
| (4) 平成 22 年度指定・地域文化財の指定・登録日程（案） | 4 頁 |
| (5) 平成 21 年度の国・県文化財指定等 | 5 頁 |
| (6) 平成 22 年度文化財課事業概要 | 6 頁 |
| (7) 平成 22 年度（財）横浜市ふるさと歴史財団 事業計画概要 | 7 頁 |
| (8) 横浜市の近代遺跡及び近代建造物の保護に関する要綱 | 10 頁 |

<配布物>

文化財年報

第12期 横浜市文化財保護審議会委員名簿

※五十音順

No.	氏名	現勤務先・役職等	専門
1	あいざわ まさひこ 相澤 正彦	成城大学教授	絵画
2	いけがみ さとる 池上 悟	立正大学教授	考古（古墳・歴史）
3	うえやま かずお 上山 和雄	國學院大學教授	近代史
4	おおの さとし 大野 敏	横浜国立大学大学院准教授	建築（民家・社寺）
5	おおやつ さなえ 大谷津 早苗	昭和女子大学大学院准教授	民俗（芸能）
6	かしま まさる 加島 勝	大正大学教授	工芸（金工）
7	ごみ ふみひこ 五味 文彦	放送大学教授	文書
8	さいとう けんじ 斉藤 彦司	元神奈川県立歴史博物館企画普及課長	石造建造物
9	てづか なおき 手塚 直樹	青山学院大学教授	考古（中世）
10	なかむら ひろこ 中村 ひろ子	元神奈川大学特任教授	民俗
11	にしおか よしふみ 西岡 芳文	神奈川県立金沢文庫学芸課長	歴史（中世）
12	はっとり つとむ 服部 勉	東京農業大学准教授	造園
13	ふくた あじお 福田 アジオ	神奈川大学教授	民俗
14	ふじわら かずえ 藤原 一繪	横浜市立大学特任教授	植物生態学
15	みずぬま よしこ 水沼 淑子	関東学院大学教授	建築（近代和風）
16	やまもと つとむ 山本 勉	清泉女子大学教授	彫刻
17	やまもと てるひさ 山本 暉久	昭和女子大学大学院教授	考古（縄文）
18	よしだ こういち 吉田 綱市	横浜国立大学大学院教授	建築（近代）

任期：平成22年6月1日～平成24年5月31日

横浜市文化財保護審議会の設置について

○横浜市文化財保護条例

～抜すい～（昭和62年12月横浜市条例第53号）

第9章 横浜市文化財保護審議会

（設置）

第54条 教育委員会に、横浜市文化財保護審議会（以下「審議会という。」）を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

（組織）

第55条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 教育委員会は、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、当該特別の調査審議が終わったときは、退任するものとする。

（審議会への諮問）

第56条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

(1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除

(2) 市指定無形文化財の指定及びその指定の解除

(3) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

(4) 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除

(5) 市指定史跡名勝天然有形文化財の指定及びその指定の解除

(6) 市選定保存技術の選定及びその選定の解除

(7) 市選定保存技術の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

(8) 前各号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関する重要な事項

2 省略

（運営等）

第57条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○横浜市文化財保護条例施行規則 ～抜すい～

（昭和63年3月横浜市教育委員会規則第10号）

第8章 横浜市文化財保護審議会

（会長及び副会長）

第52条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

第53条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第54条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

（専門調査員）

第55条 部会に、必要に応じ専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、教育委員会が委嘱する。

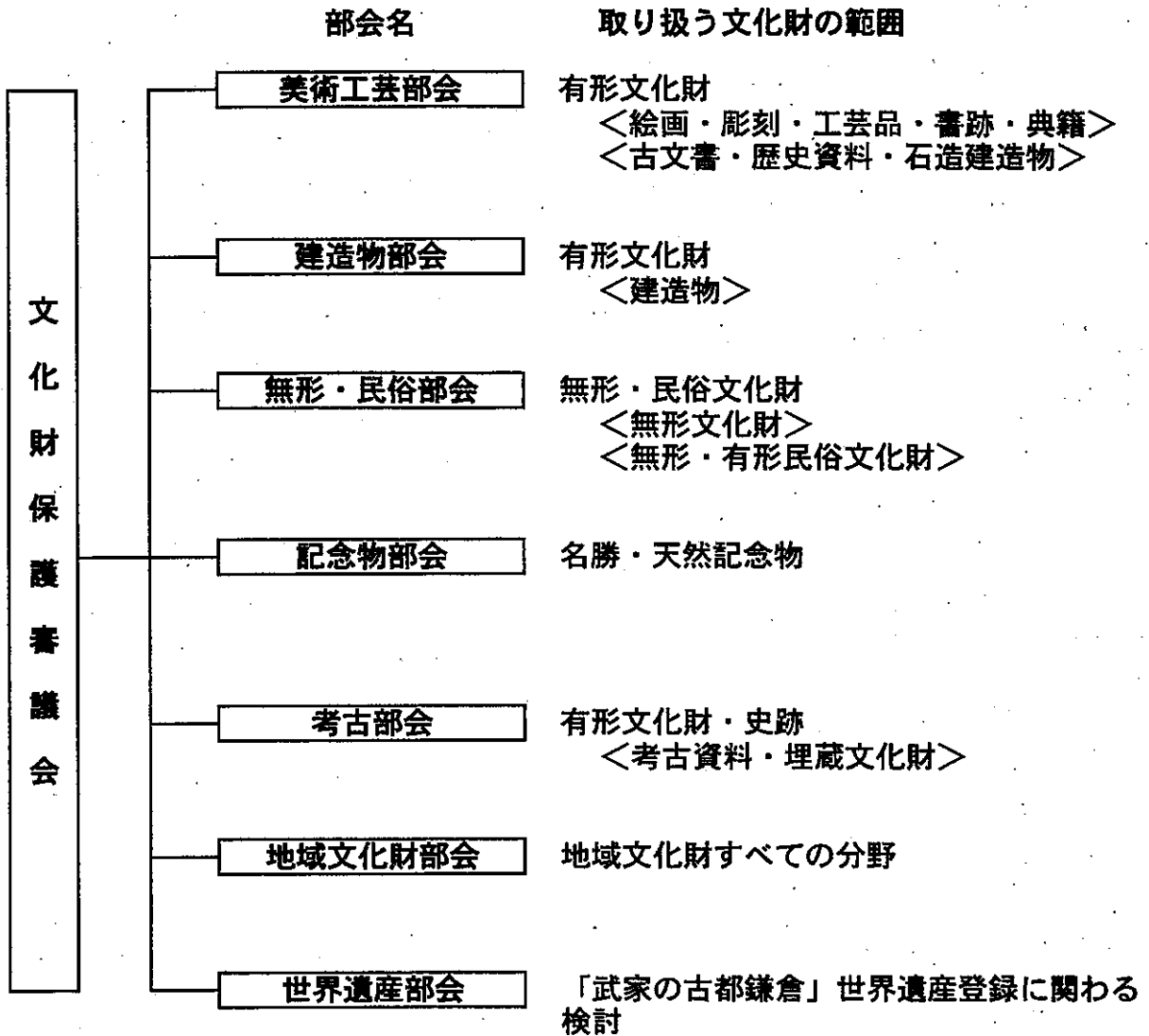
（庶務）

第56条 審議会の庶務は、横浜市教育委員会事務局において処理する。

（会長への委任）

第57条 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

部会の設置（案）について



各部会は必要に応じて他の部会に属する審議会委員の意見聴取、有識者の意見聴取を行う。

平成22年度 指定・地域文化財の指定・登録日程（案）

項目	平成22年						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
文化財保護審議会	☆				☆ 答申		
部会 (1～3回)		—————					
修理補助事業の検討		-----			予算書提出	-----	
指定・登録候補調査		—————					
指定候補絞り込み				☆			
諮問受理				☆ 諮問			
指定調書作成		-----					
教育委員会					☆		
所有者との調整		-----					
記者発表					☆ (教育委員会終了後)		
指定登録告示						☆	
普及啓発 (新指定文化財展)						教育よこはま掲載 (1月号予定)	-----

平成21年度の国・県文化財指定等

平成22年1月15日 国登録有形文化財（建造物）の登録

名称	所有者	所在
田畑家住宅主屋	個人	神奈川区

※平成21年度は横浜市内に有する文化財の新たな県指定は行われませんでした。

<参考>

横浜市内指定・登録文化財数

平成22年4月1日現在

分野	区分	市指定	市登録	県指定	国宝	国重文	国登録	計
建造物	一般建造物	30	1	4	0	17	39	91
	石造建造物	6	2	1	0	0	0	9
美術工芸	絵画	16	0	14	(1)	11	0	41 (1)
	彫刻	24	0	15	0	9	0	48
	工芸品	12	0	15	0	16	0	43
	書跡・典籍・文書	16	0	4	(1)	18	0	38 (1)
	考古資料	7	1	8	0	2	0	18
	歴史資料	4	2	0	0	3	0	9
記念物	史跡	6	70	3	0	5	0	84
	名勝	0	0	0	0	2	3	5
	天然記念物	12	0	7	0	1	0	20
無形	無形文化財	0	0	0	0	0	0	0
民俗	無形民俗文化財	6	1	4	0	0	0	11
	有形民俗文化財	4	13	2	0	0	0	19
計		143	90	77	(2)	84	42	436 (2)

()の数は国宝で国重要文化財の内数です。

平成22年度文化財係事業概要

事業項目	事業概要	
1 市指定文化財・地域文化財等の保護	(1) 市内文化財の調査	<ul style="list-style-type: none"> * 指定文化財候補・地域文化財候補調査 * 文化財総合調査 * 調査報告書作成ほか
	(2) 市指定文化財の指定、地域文化財の登録	<ul style="list-style-type: none"> * 文化財保護審議会の開催等
	(3) 市指定文化財・地域文化財等の保存管理・保護育成	<ul style="list-style-type: none"> * 所有者に対する管理奨励金の交付 * 無形民俗文化財保護事業（補助金交付等） * ミヤコタナゴ等保護増殖事業
	(4) 文化財修理等補助事業	<ul style="list-style-type: none"> * 清林寺菩薩立像修理（都筑区）
	(5) 文化財啓発・活用	<ul style="list-style-type: none"> * 旧川合玉堂別邸保存活用事業 * 金沢八景御伊勢山・権現山文化財保護活用事業 * 指定展の開催
2 埋蔵文化財の保護業務	(1) 埋蔵文化財包蔵地の周知	<ul style="list-style-type: none"> * 埋蔵文化財への問い合わせ対応
	(2) 現地確認調査	<ul style="list-style-type: none"> * 開発事業者との調整
	(3) 試掘確認調査	<ul style="list-style-type: none"> * 文化財緊急調査事業
	(4) 発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> * 公共事業（調査：埋蔵文化財センター）
	(5) 出土品の保管	<ul style="list-style-type: none"> * 埋蔵文化財センター
	(6) 普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> * 指定文化財等説明版製作・設置 * 埋蔵文化財体験学習等開催（埋蔵文化財センター）
3 「武家の古都・鎌倉」世界遺産登録準備業務	<ul style="list-style-type: none"> * 4 県市による国際会議の開催や推薦書原案の作成 * 地元説明等の調整・関係機関との調整 	
4 横浜市文化財関連施設の管理運営等	<ul style="list-style-type: none"> * 次期指定管理者の更新事務 * 指定管理者制度のもとでの管理 * 史跡等管理委託 （横浜市ふるさと歴史財団事業概要参照） * 埋蔵文化財センター再整備（耐震化工事） 	

平成22年度（財）横浜市ふるさと歴史財団 事業計画概要

【基本方針】 横浜市の文化財行政の一翼を担いつつ、各種事業を展開してきましたが、自己点検を常に怠らず、より魅力的な事業を展開し、歴史や文化財の普及啓発に取り組んでまいります。

【運営方針】 財団が、横浜市から指定を受けた歴史博物館・開港資料館・都市発展記念館・ユーラシア文化館・三殿台考古館の各事業の全体調整を行い、より効率的・効果的な経営を目指すとともに、市民協働、学校団体事業の実施など、市民満足度の一層の向上を図って参ります。

事業項目	事業概要
1 財団本部事業	1 本部管理運営事業 ・(1) 指定管理施設が連携して行う各事業の全体調整 (2) 理事会・評議員会の開催 (3) 公益認定取得関係 (4) 指定管理応募関係 等 2 埋蔵文化財整備事業 埋蔵文化財センターで港北ニュータウン開発に伴う発掘・遺構の整理、報告書の作成等 3 埋蔵文化財発掘調査事業 4 普及啓発事業 5 市史資料室事業 6 八聖殿郷土資料館事業 7 史跡等管理事業
2 歴史博物館事業	1 資料収集保管事業 2 調査研究事業 3 常設展事業 4 企画普及事業 (1) 企画展・特別展 ア 企画展「考古学ってなに？」 4/10～5/23 イ 企画展「古墳時代の地域開発」 6/5～7/11 ウ 企画展「ちょっと昔を探してみようⅢ」 7/24～9/5 エ 企画展「近世横浜の新田開発」 9/18～11/3 オ テーマ展「東海道と江戸時代の旅」 11/13～11/28 カ 「新指定文化財」展 12/11～1/10 キ 企画展「武相の中世城館」 1/29～3/21 (2) 歴史講座 ア 古文書解読教室（初心者対象） 連続10回 イ 古文書解読教室（上級者対象） 連続5回 ウ 古代史講読講座 連続5回

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 講演会等 <ul style="list-style-type: none"> ア 開館記念特別講演会 イ 土器づくり教室 全4回 など (4) 普及体験 <ul style="list-style-type: none"> ア 体験学習(銅鐸、火打ち石に直接触れ歴史を体感する等) イ 子供の居場所(体験学習のプログラムに合わせ放課後や週末の子供の居場所を提供する) ウ 地域デイケアセンターとの協働 など (5) 集客イベント等 <ul style="list-style-type: none"> ア ラストサタデープログラム イ 収蔵資料ミニ展示 ウ エントランスホールコンサート エ 博物館感謝デー (6) 市民協働 <ul style="list-style-type: none"> ボランティアの活用。など (7) 学校連携 <ul style="list-style-type: none"> 学校団体受付拡充のため、4/5月の月曜開館を実施。 など
<p>3 開港資料館事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 資料収集保管事業 2 調査研究事業 3 常設展事業 4 企画普及事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 企画展 <ul style="list-style-type: none"> ア 「地域メディアの誕生」展 4/24~7/25 イ 「資料に見る横浜居留外国人社会と文化」展 7/28~10/24 ウ 「ミナト横浜・盛り場物語」展 10/27~1/30 エ 「近代歯科」展 2/2~4/24 (2) 講座・講演会ほか <ul style="list-style-type: none"> ア 企画展記念講演会 イ 企画展関連講座 連続6回 ウ 市民団体との共催講座 エ 体験資料講座 オ 放送大学との連携講座 (3) 市民協働・学校連携 <ul style="list-style-type: none"> ア 横浜市郷土史団体連絡協議会の活動支援を行う イ 地域振興団体、学校・研究団体などと協働事業を行う
<p>4 都市発展記念館事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 資料収集保管事業 2 調査研究事業 3 常設展事業 4 企画普及事業

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 企画展 <ul style="list-style-type: none"> 「モダン都市横濱案内」展 9/18~1/30 (2) 講座・講演会・歴史散歩等 <ul style="list-style-type: none"> ア 夏休み子どもウォーク イ 放送大学との連携講座 (3) 出版等 <ul style="list-style-type: none"> ア ブックレットの刊行 イ DVD「映像でたどる昭和の横浜」シリーズ制作
5 ユーラシア文化館 事業	<ul style="list-style-type: none"> 1 資料収集保管事業 2 調査研究事業 3 常設展事業 4 企画普及事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 企画展 <ul style="list-style-type: none"> ア「遊牧世界の造形」展 5/22~9/5 イ「シャルジャ、砂漠と海の文明交流」展 2/19~3/27 (2) 普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> 常設展関連ギャラリートーク など
6 三殿台考古館 事業	<ul style="list-style-type: none"> 1 常設展事業 2 企画普及事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ア 展示解説実施 イ 体験学習 火起こし体験・宿泊体験・土偶作り・土器作り (2) 市民協働 <ul style="list-style-type: none"> ア ボランティアによる遺物整理 イ ガイドボランティアの導入
7 各館共通事業	<ul style="list-style-type: none"> 1 情報事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 収蔵資料等のデータベース化 (2) ホームページによる情報提供 2 広報出版事業 <ul style="list-style-type: none"> リーフレット類作成、資料目録及び紀要等の出版物の発行 3 諸施設の管理運営事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 諸施設・史跡の管理運営 (2) 施設設備の維持管理
8 収益事業	<ul style="list-style-type: none"> 1 各館のミュージアムショップの経営 2 来館者駐車場の経営 3 喫茶室の貸出及び自動販売機の設置

横浜市の近代遺跡及び近代建造物の保護に関する要綱

制定 平成 21 年 12 月 15 日

教文財第 927 号（教育長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、横浜市域の近代の歴史を理解する上で重要な遺跡及び建造物を保護し将来に伝えるため、基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

（1）近代遺跡

おおむね幕末開港期から第二次世界大戦終結ころまでの遺構や遺物が包蔵されている土地をいう。

（2）近代建造物

おおむね幕末開港期から第二次世界大戦後の高度経済成長期までの建築物、土木構造物及びこれらと一体的に価値を形成している什器、設備、図書その他付属物をいう。

（適用対象）

第 3 条 この要綱を適用する対象は、次の各号のいずれかに該当する重要な近代遺跡又は近代建造物とする。

（1）横浜市の歴史又は都市形成を特徴づけるもの

（2）横浜市の歴史上又は都市形成上の記念物となるもの

（3）技術的又は学術的に優れ、他の地域や事例に影響を与えたもの

（近代遺跡の保護）

第 4 条 近代遺跡は、次の各号いずれかの方法により保護を図る。

（1）所有者又は占有者の同意を得て、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）、神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号。以下「県条例」という。）又は横浜市文化財保護条例（昭和 62 年横浜市条例第 53 号。以下「市条例」という。）に定める文化財に指定又は登録する。

（2）法に定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」（以下「埋蔵文化財包蔵地」という。）として取り扱う。

2 前項第 2 号の埋蔵文化財包蔵地は、市条例第 50 条第 1 項に基づいて整備する資料により示す。

(近代建造物の保護)

第5条 近代建造物は、所有者若しくは占有者の同意を得て法、県条例若しくは市条例に定める文化財に指定若しくは登録することにより保護を図り、又は本市の「歴史を生かしたまちづくり要綱」(昭和63年制定)による歴史的建造物に認定若しくは登録することにより、歴史的景観の面から保全活用の推進を図る。

(記録保存)

第6条 教育長は、前条による近代建造物の保護ができない場合は、所有者又は占有者の理解と協力を得て、予算の範囲内で記録として保存するための調査を行う。

(所在調査等)

第7条 教育長は、所有者又は占有者の理解と協力を得て、予算の範囲内で近代遺跡及び近代建造物の所在調査又は現況調査を行う。

(助言、広報等)

第8条 教育長は、近代遺跡及び近代建造物の指定若しくは登録、又は保存若しくは現状変更行為その他必要な事項について、所有者又は占有者に助言する。

2 教育長は、近代遺跡及び近代建造物の保護のために必要な普及啓発事業を行う。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年 6月 1日から施行する。

第12期 横浜市文化財保護審議会委員名簿

(任期：平成22年6月1日～平成24年5月31日)

※部会ごとに五十音順 ※☆印=新任者

部会	氏名	現勤務先・役職等	専門
美術工芸	あいざわ まさひこ 相澤 正彦	成城大学教授	絵画
	かしま まさる 加島 勝	大正大学教授	工芸(金工)
	ごみ ふみひこ 五味 文彦	放送大学教授	文書
	さいとう けんじ 斉藤 彦司	元神奈川県立歴史博物館企画普及課長	石造建造物
	にしおか よしふみ 西岡 芳文	神奈川県立金沢文庫学芸課長	歴史(中世)
	やまもと つとむ 山本 勉	清泉女子大学教授	彫刻
	建造物	おおの さとし 大野 敏	横浜国立大学大学院准教授
みずぬま よしこ 水沼 淑子		関東学院大学教授	建築(近代和風)
よした こういち 吉田 鋼市		横浜国立大学大学院教授	建築(近代)
無形・民俗	おおやつ さなえ 大谷津 早苗	昭和女子大学大学院准教授	民俗(芸能) ☆
	なかむら ひろこ 中村 ひろ子	元神奈川大学特任教授	民俗
	ふくた あじお 福田 アジオ	神奈川大学教授	民俗
記念物	はっとり つとむ 服部 勉	東京農業大学准教授	造園 ☆
	ふじわら かずえ 藤原 一繪	横浜市立大学特任教授	植物生態学
考古	いけがみ さとる 池上 悟	立正大学教授	考古(古墳・歴史)
	てづか なおき 手塚 直樹	青山学院大学教授	考古(中世)
	やまもと てるひさ 山本 暉久	昭和女子大学大学院教授	考古(縄文)
地域文化財	うえやま かずお 上山 和雄	國學院大學教授	近代史
	斉藤 彦司	美術工芸と兼務	-
	未定	民俗部会から選任予定	-
	手塚 直樹	考古と兼務	-
世界遺産	池上 悟	考古と兼務	-
	五味 文彦	美術工芸と兼務	-
	斉藤 彦司	美術工芸・地域文化財と兼務	-
	西岡 芳文	美術工芸と兼務	-
	藤原 一繪	記念物部会と兼務	-

○部会専門調査員

(任期：平成22年6月1日～平成24年5月31日)

建造物部会 専門調査員	すずき のぶはる 鈴木 伸治	横浜市立大学准教授	土木
	うちだ せいぞう 内田 青蔵	神奈川大学教授	建築(近代) ☆